

東京医療保健大学動物実験における緊急時災害対策マニュアル

本マニュアルは、東京医療保健大学動物実験委員会規程第 29 条（緊急時の対応）に基づき、地震、火災等（以下「災害」という。）の緊急時に執るべき措置の計画等必要な事項を定めるものである。

- 1 災害発生時には、まず身体の安全確保を行い、災害規模が小さければ初期消火等を行う。
- 2 実験中の動物への対応
 - ・災害発生時には動物が飼育室あるいは実験室の外に逃亡しないよう万全を期す。
 - ・実験中の小動物はケージに収容し、床に置くあるいは飼育棚に戻す。
- 3 使用中の機器への対応
 - ・運転を緊急停止する。
- 4 使用中の薬品への対応
 - ・落下しないよう床に置く等の対処をする。
 - ・可能な限り転倒防止策を講ずる。
- 5 ガス・電気・水道・酸素への対応
 - ・直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。
- 6 飼育室・実験室からの脱出
 - ・脱出時には動物の逃亡がないよう必ず扉を閉める。
- 7 災害発生の通報
 - ・災害時の通報及び指示命令系統等は別に定める。
- 8 動物実験施設外への脱出
 - ・近くの非常口あるいは階段を使用して脱出する。
 - ・脱出時には開けた扉は必ず閉める。
- 9 災害後の機器の点検
 - ・建物の安全確認後、機器を点検し、正常運転が不能な場合は施設外に持ち出す。
- 10 災害後の動物の確認
 - ・建物の安全確認後、災害時に放置した実験中の動物の状態について確認し、管理者及び学長と相談の上、適切に対処する。
- 11 その他
 - ・このマニュアルに定めのないことについては、動物実験委員会において定める。